

(12) 財団法人 ふるさと鳥取県定住機構給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成20年度）

給 与 費	8,143 千円
-------	----------

（参考）嘱託職員給与費の状況

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
12 人	20,715 千円	1,765 千円	- 千円	22,480 千円

3 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在） 制度なし

5 職員手当の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	内 容												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	（支給割合） <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">期末手当</th> <th style="width: 30%;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">1.19 月分</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">1.38 月分</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.57 月分</td> <td style="text-align: center;">1.42 月分</td> </tr> </tbody> </table> 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.19 月分	0.71 月分	12月期	1.38 月分	0.71 月分	計	2.57 月分	1.42 月分
区分	期末手当	勤勉手当											
6月期	1.19 月分	0.71 月分											
12月期	1.38 月分	0.71 月分											
計	2.57 月分	1.42 月分											
退職手当 （県の規定に 準ずる）	県の支給基準によって算定した額を基準として、理事長が定める。 （平成20年度実績） 該当なし												
時間外勤務 手当 （県の規定に 準ずる）	（平成20年度実績） 該当なし												

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 56,200 円 (平成20年度実績) 1人当たり平均支給月額 58,200 円	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成20年度実績) 1人当たり平均支給月額 10,500 円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		(平成20年度実績) 該当なし	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を限度)を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給(1月当たり3,000円を上限とする。)

区 分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
	オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	(平成20年度実績) 1人当たり平均支給月額 12,000 円	

6 役員の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

該当なし

役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には支給することができる。